

平成25年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成25年5月27日(月)午後3時00分

議会棟第2委員会室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 茅野理	2番 中村良男
3番 須藤喜一郎	4番 三須清一
5番 斉藤隆	6番 染谷智一郎
7番 新堀政夫	8番 渡辺陽一郎
9番 増田忠夫	10番 阿曾敏夫
11番 斉藤剛広	12番 大野木奥治
13番 小池良雄	14番 印南宏
15番 甲斐俊光	16番 高田勝禧
17番 渡邊光雄	18番 川村泉治
19番 増田勝己	

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	飯塚豊
次長補佐	大野祐信
農地係長	落合敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地法の許可を要しない土地の証明願について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 生産緑地のあっせんについて

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

報告第4号 農用地利用集積計画（4月分）資料について

議長 定刻となりましたので開会いたします。ただ今から平成 25 年第 5 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 19 名の出席をいただいております。会議規則第 8 条により、会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

1 番 茅野理委員

2 番 中村良男委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧いただきたいと思います。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 議案です。議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請」で、申請件数は 1 件です。議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請」になります。申請件数は 1 件です。議案第 3 号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。計画件数の内訳は新規設定の 2 件となっております。最後に、議案第 4 号は「農地法の許可を要しない土地の証明願について」です。証明願件数は 1 件となっております。

以上で議案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案の説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたしますが、新堀委員のお嬢様が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、新堀委員には退席をお願いいたします。

新堀政夫委員 よろしくご審議のほどお願いします。

(新堀委員の退席を確認してから)

議長 議案第 1 号を議題といたします。議案について、斉藤調査会長より調査結果につ

いて報告をお願いします。

斉藤隆調査会長 こんにちは。3年間よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号について報告いたします。座ったままで失礼させていただきます。議案書は1ページで、議案資料は1ページから6ページになります。

申請地は下沼田地先の田一筆、申請面積は3,000m²でございます。申請理由は、農業経営の規模拡大を図るため購入するものです。売買価格は議案資料1ページのとおりで、平米単価は約630円でございます。

譲受人の営農状況であります。家族で行う耕作面積は約3万4,700m²で、世帯構成は両親と祖母の4人で、申請地を含めて引き続き耕作を続ける意欲があるものと認められました。

申請地を確認し、内容を審議したところ、譲受人の営農状態や営農計画の内容から農地を効率的に利用すると認められること、また、下限面積要件など、法的許可要件を満たしていることから、第1調査会では全員一致をもって許可相当であるとの判断をいたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第1号について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

退席となっていた新堀委員、自席にお戻りください。

(新堀委員が自席に戻ったことを確認)

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号について、第1調査会の斉藤調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

斉藤隆調査会長 それでは議案第2号について報告いたします。議案書は2ページ、議案資料は7ページから12ページになります。

申請地は岡発戸字小山台地先の畑、申請面積は396m²です。農地区分は農家集落が連

担する区域に隣接する農地であることから、第2種農地と判断させていただきました。

譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人は市街化区域に土地を所有していますが、農業用施設など、活用されているため、調整区域の農地に農家分家として建築しようとするものです。

他法令で、都市計画法第29条が該当し、開発行為の申請をしております。土地代については親子間の使用貸借です。建築費については約2,500万円で、住宅ローンの申込書を確認しております。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第1調査会では全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第2号について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

それでは、議案第3号について斉藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

斉藤隆調査会長 それでは議案第3号についての調査結果を報告いたします。議案書は3ページになります。議案資料は13ページから14ページになります。

議案第3号は農用地利用集積計画に伴う賃借権等の設定です。整理番号1及び2は新規設定となります。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

今回の計画案は設定を受ける者が2名、集積地は4筆で、集積面積は3,184m²となっております。賃借料は、整理番号1が10アール当たり2万1,000円で、整理番号2が10アール当たり2万円です。

以上です。

議長 それでは、これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先ほど調査会で地元の農業委員としての意見を聞かれたときに申し添えたんですけども、例えば整理番号1の〇〇さんの場合には追加の農地を借りるということになっておりますので、農業経営の計画が変わってきているはずです。その辺の調査をした段階で計画から変更があった場合には、もう少し細かく審議する内容の申請を出し直していただきたい、資料をいただきたい。資料に関しても〇〇さんの場合は従事日数が120日となっております。こちらは恐らく農政課の指導で、本人がどういうふうを考えているかにもよりますけども、ほかの農家を書くときは大体農業に従事している日数を300日程度と書いていると思いますね。実際に私、近くで見ている者ですけども、ほぼ300日農地には出ております。ですから、結局農業に従事している、自分がどのくらい仕事しているかによって恐らくこれで計算をして120日というような書き方をしているんだと思うんですけど、それがほかの農家との差がつきすぎてしまっていますので、その辺のところをきちんと指導していただきたいということを意見として述べたいと思います。

議長 資料ということで今、質問がありました。

事務局。

事務局 渡辺陽一郎委員の今の要望についてお答えいたします。

まず2点ほどございました。1点目は、資料の充実をしてくださいということです。2点目は、従事日数の記入の仕方をもう少し正確にしてくださいということです。その2点ともお約束して、次回からの総会に反映していきたいと思っております。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 そのほか質問ございませんか。

(なし)

それでは、意見がないものと認め、議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決します。調査

会報告は「決定すべきもの」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することにいたしました。

次に、議案第4号「農地法の許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案第4号について、斉藤調査会長より調査結果について報告をお願いいたします。

斉藤隆調査会長 それでは議案第4号について調査結果をご報告いたします。議案書は4ページで、議案資料は15ページから21ページになります。

申請地は日秀字堀込地先の畑二筆、申請面積は809m²の農地で、20年以上前から農地以外に利用してきたことから非農地として証明が求められたものです。

申請地の現地確認とともに、証明事項に関し、調査した結果、昭和54年当時の空中写真や建物の課税状況等から、34年以上前から農地以外に利用されていたことが確認されました。よって、第1調査会では全員一致をもって証明妥当との結論に至りました。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

質疑がないものと認めます。議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号について証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり証明することにいたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 報告事項を報告させていただきます。

報告第1号について、まず説明させていただきます。議案書は5ページから7ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付させていただきました。報告第1号は「農地法第5条に係る転用の届出」で、6件受理しました。用途は住宅の6件となっております。

続きまして、報告第2号「生産緑地のあっせんについて」は議案書8ページの1件です。

こちらは市長より平成 25 年 5 月 8 日付けで「生産緑地のあっせん」を求められています。委員の皆様のお近くに生産緑地を取得したい方がいらっしゃいましたら、お手数ですが 6 月 25 日（火）まで事務局へ連絡していただきたいと思ひます。

続きまして、報告第 3 号「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。議案書は 9 ページの 1 件になります。

内容につきましては、平成 25 年 3 月 29 日に千葉県農業会議に諮問させていただきました。平成 25 年 4 月 12 日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただきました。そのため 4 月 22 日付けで許可書を発行いたしました。会長専決規定第 3 条の規定により報告いたします。

以上です。

議長 続いて、報告第 4 号「農用地利用集積計画 4 月分資料」、これについては農政課長より説明していただきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(はいの声)

異議なしと認めます。

農政課長、よろしくお願ひします。

農政課長 前回ちょっと課題となった案件ですけれども「あびベジ」さんの営農計画、お手元に資料が配付されているでしょうか。報告第 4 号別紙資料というものです。よろしいでしょうか。

それではこの営農計画書についてご説明をさせていただきます。

今般、水生植物園の用地を農事組合法人あびベジが借り受けて、この水生植物園の事業を事実上引き継ぐというような趣旨のものでございます。

営農計画書ですが、申請土地の選定理由につきましては、今お話ししましたように、この事業、3 カ年を予定をして土地を権利取得するというかたちになります。これまで商業観光課の事業で水生植物園の事業をしてきましたけれども、当面、3 カ年継続した事業に移行して、その先の事業の在り方についてはその間に検討していこうというところから 3 カ年ということで設定をしているものでございます。

年間作付けの予定ですけれども 2 種類の作物を予定してまして、1 月から 12 月ごろにかけてはアヤメ、5 月から 9 月ごろについてはヒマワリ、それぞれ作業をするということにしています。それと併せてアジサイ等、フジ棚とかの管理も行っていくということになっておりまして、年間の収支計画では商業観光課からの委託の、これは見込みですけれども、こういう収支で予定をしています。特にこのアヤメやヒマワリ、委託栽培のかたちになりますので、これを販売してどうこうということは予定しないということにしています。

このあびベジには 45 名程度の組合員がいらっしやいまして、農機具、作業場、倉庫等の確保につきましてはそれぞれ持ち寄る、また、現在ある農業倉庫の活用等をしてこの事業を進めていくという予定になっております。具体的には、6月、多分早々には商業観光課から委託の契約、締結されまして、ハナショウブのところの作業から入るといふように確認をしています。当面除草や追肥等を行いまして、ヒマワリ等については播種の準備に入るといふ段取りになっています。また、園内の環境整備、園地の改良工事等も6月に入りましたら除草や耕運作業、またマルチの撤去から天地替え等の作業に入っていくといふかたちになります。

秋口はさらに追肥、また残菜処理などの作業が入りますけども、今年は従前のアヤメの引き継ぎということもありまして、部分的な事業にはなりますけども、今年度から3カ年かけた事業として取り組むといふかたちになります。

作業員につきましては基本的にはあびベジの組合員、それに加えて一部雇用するといふかたちで予定をされています。

概要は以上でございます。何か質問がありましたらよろしくお願ひします。

議長 ただ今の報告、説明について、ご意見がありますか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 先ほどの説明でございますが、今までは水生植物園整理管理事業の委託は商業課でやって、これからは農政課ですか。

農政課長 はい、お答えします。

継続的に予算の出所は商業観光課といふかたちになります。今回、貸し借りの手続き上、農政のほうの所管で行うということでやらせていただきました。

阿曾敏夫委員 これからは、じゃあ所管課は商業から農政に移ってやっていくという方針ですね。

農政課長 いえ、当面予算につきましては今年度、25年度は商業観光課で組みましたので、商業観光課の所管事業としてやります。26年度以降どうするかにつきましては、今後協議をしていくかたちになるかなといふふうに思います。

阿曾敏夫委員 じゃ商業と農政のその辺の整合性はどういふふう。予算の。

農政課長 整合というか、予算は商業観光課で措置していますので、支払いの手続きとしては今回の利用、建設等の書類を基にして支払い手続きが可能ですから、その作業をしていきます。実際にあびベジさんとの関係では農事組合法人を育成していくこと自体は農政課でしっかり行っていきますし、委託事業に係るその事業管理については商業観光課でやっていくと。双方、お互い同じその中ですから、連携をとって進めていきたいというふうに思います。

阿曾敏夫委員 できたら、所管課を農政でやってもらいたいなと思って。

農政課長 26年度以降どうするかというのは、ただ秋口に事業、検討に入っていくと思いますので、予算の組み方、どちらでとるかということも含めて協議していきたいというふうに思います。

議長 いかがですか。いいですか。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 そのほかございますか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 こちらの農用地利用集積計画（案）の資料の追加資料ということなんですけども、先月の資料はもう農業委員会の事務局のほうに渡してしまっているわけで、この資料には地図や面積が一切書いてないんですよ。それはやっぱり手落ちじゃないですか。ちゃんとした資料になってないですよ。一緒にやってくれば別に済んだことなんですけども、その辺のところ、もう少し丁寧にやってもらいたいなと思います。

議長 事務局。

事務局 ご指摘のとおり、丁寧に資料作りをしていきます。

議長 はい、どうぞ。

渡辺陽一郎委員 すみません。もう一つなんですけども、市からの委託を受ける3カ年計画、先ほど〇〇さんのほうから26年度以降はどちらからというような、はっきりした

ことは聞けませんでしたけど、でも3年計画ということが書いてありますよね。委託契約で3年契約できているということによろしいのでしょうか。

農政課長 市の単年度予算の考え方でいくと、年度ごとに委託予算を組みますから、それは農政課で組むことになるか、引き続き商業観光課で組むかどうかはまだ決まっていませんけども、3カ年、今回あびべジさんが農地の使用貸借権を得たということです、その間、事業はまず途切れることはないというふうに思いますけども、別の考え方、用地の権利取得は3カ年、事業自体については単年度でやっていくと。で、事業の予算の組み方は商業観光課で組むか、農政課で組むかは、26年度、27年度については今後協議をしますと。

渡辺陽一郎委員 いや、非常に難しいところは、結局あびべジさんが3年契約で農地を借りると。地権者から借りても結局市との契約で単年度契約になると、結局あと2年間ちゅうに放り出されてしまう可能性がゼロじゃないわけです。その辺のところはやっぱり不安だなというのがあって、3年計画なのか3年契約なのかという確認を取りたいというかたちなんですけども、それが単年度契約で3年は大丈夫でしょう、みたいな、少しあいまいな話なんで、ちょっと確認をお願いしたいんですけど。

議長 休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。そのほか意見はございませんか。

(なし)

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第5回総会を閉会いたします。